

【特許法・実用新案法：論点】

権利の設定の登録前の第三者による実施への対処、特許権等の効力及び権利侵害についての理解を問う。

(1)

- 1 . 早期に権利の設定の登録を受けるための手続（出願の変更を含む）
- 2 . 補償金請求権
- 3 . 特許権及び実用新案権の行使

(2)

- 1 . 特許権、専用実施権及び通常実施権の効力
- 2 . 専用実施権及び通常実施権の設定の登録の効果
- 3 . 侵害とみなす行為（間接侵害）

【意匠法：論点】

部分意匠の意匠登録出願について特許出願からの適法な出願変更と認められるための要件、並びに部分意匠と利用意匠の意匠権の効力及びその相互調整に係る制度に関する理解を問う。

(1) 出願変更

形式的要件

内容的要件

(2) 権利侵害・利用関係

部分意匠の意匠権の効力

利用意匠の意匠権の効力

意匠権侵害における意匠の視認性の意義

意匠法第33条の規定に基づく通常実施権の許諾・設定に関する制度

【商標法：論点】

複数の指定商品を有する出願に対する先願先登録商標に基づく拒絶理由とこれに対する対応策、特に補正、出願の分割（審決取消訴訟段階のものを含む。）についての理解を問うとともに、販促品と商標法上の商品概念ないし商標的使用、商標権の効力の及ばない範囲、先使用による商標の使用をする権利について問い、商標法の多面的な理解度をみる。

（１）設問（１）について

指定商品の削除補正

出願の分割

先願商標権の譲受けの交渉等

（２）設問（２）について

審決取消訴訟係属中の出願の分割の具体的方法

(イ) 審決取消訴訟係属中の出願の分割について

(ロ) 分割の対象となる商品の選択とその理由（分割に際しての原出願の補正の性質と遡及効の有無（最判平 17 . 7 . 14 の理解））

（３）設問（３）について

販促品と商標法上の商品概念ないし商標的使用

商標権の効力の及ばない範囲

先使用による商標の使用をする権利